

昭和二十七年七月 日

東京都澁谷区南平台町三拾八番地  
財団法人 言語文化研究所  
理事長 長 沼 直 兄

東京電力株式会社  
御中

公共需用適用申請書

右につき当研究所は

日本語並に世界各言語の研究および言語に関する文化の研究並に教育を行うことを目的として民法第三十四條に依り許可された研究法人にしてその目的を達成するため

一、日本語並に世界各言語に関する調査、研究

二、外国人に対する日本語および地区教育に関する調査研究並に事

業

三、学校に於ける言語教育並に一般社会の言語に関する教養を向上せしむるための調査、研究および事業

四、その他前項の目的の範囲内において理事会が必要と認めたる事項等の事業を経営する公共文化事業団体であります。

尚、一事業として英語を母国語とし又はこれと同等以上の英語の知識を有する外国人に日本語の運用能力を與へまた日本および東洋に関する知識を修得せしめ個人はもとより国際間の親善協調の基礎をたてる目的で総学收第三二四号を以て東京都より認可された東京日本語学校を経営し七月一日現在にて教職員三十四名生徒百六十余名（各国の大学卒業生）居ります。

右の趣意の通りでありますので公共需用の適用申請をいたします。